

令和4年5月31日

各倫理委員会委員長 殿

学校法人日本医科大学中央倫理委員会
委員長 臼田 実男

教育・研修の受講確認時期変更について

千駄木地区で先行実施しておりました教育・研修の受講確認時期について、5月の学校法人日本医科大学中央倫理委員会で審議した結果、申請時点で教育・講習を受講していることが本来の研究者の姿であり、変更することが提案されました。下記のように変更しましたので、報告いたします。（千駄木地区以外につきましては、現行とおりの実施をお願い致します。）

記

変更前

【千駄木地区のみ先行実施】

- ①研究責任者は、申請時に有効期限内の教育受講歴が無い場合は申請を受け付けません。
- ②研究責任者以外は、申請時に教育受講歴の有無は問いません。
- ③研究機関の長の実施許可を受ける際に、研究責任者と責任者以外の研究者が共に、教育受講歴の有効期限切れだった場合は、研究実施許可の決裁は下りません。即ち、実施許可を受ける際には、すべての研究者が教育受講歴の有効期限を満たしていることが条件となります。（令和3年3月30日付送付文書より）

変更後

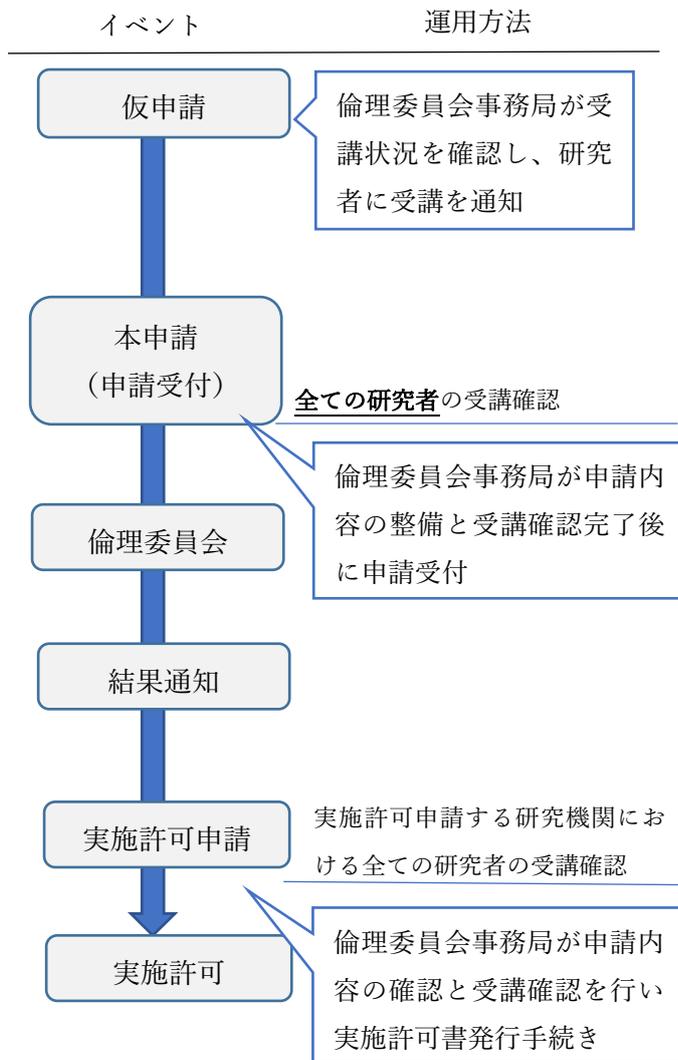
申請時及び実施許可申請時に、すべての研究者が教育・講習を受講していることを条件とする。

以上

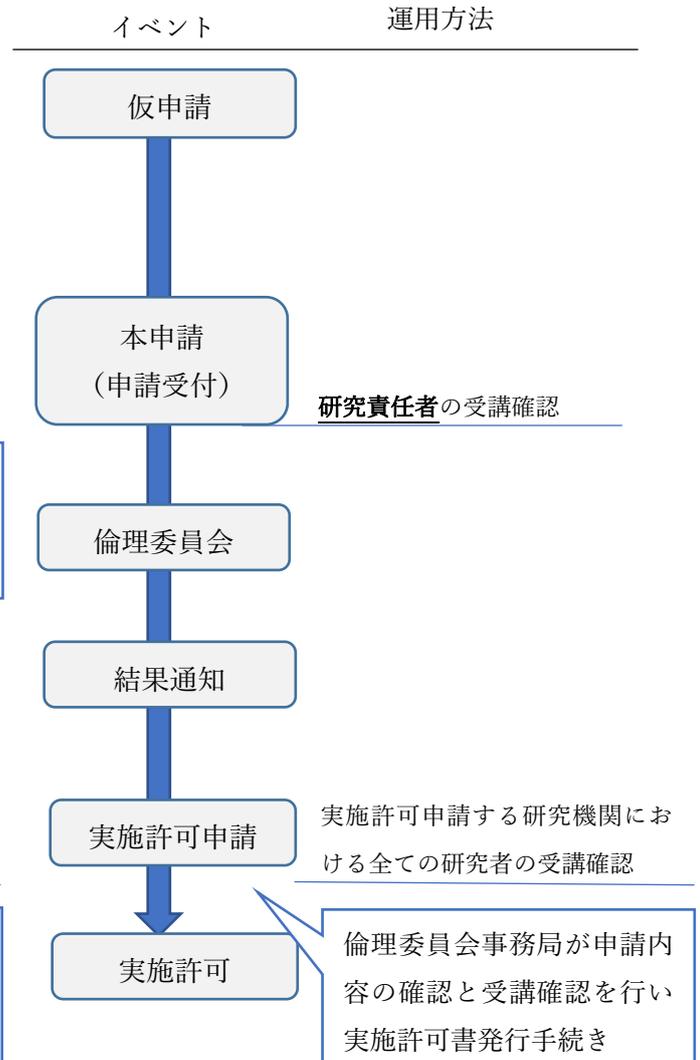
教育・研修の受講確認時期変更について

【教育・研修の受講確認（対比）】

(新運用)



(旧運用)



以上